

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊海田市駐屯地
第350会計隊長 松尾 文親

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号	調達要求番号	物品番号	仕様書番号				
5QG210700930	5RMC1AS0002 0001						
品名 または 件名							
小型無人機設置用通信配線等整備							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使用器材名							
数量	単位	銘柄	使用期限等	グループ	指定	検査	包装
1.00	ST						
納地または工事場所				引渡場所			
海田市駐業				海田市駐屯地 1号隊舎			
搬入場所				納期または工期			
業務隊総務科隊本部班 濱本曹長 2796				令和8年1月30日(金)			

2 競争参加資格

次のいずれかであること

全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること

ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊海田市駐屯地 第350会計隊事務室

中部方面会計隊ウェブサイト (<https://www.mod.go.jp/gsdf/mae/mafin/>)

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：

入札日時場所：令和7年10月31日(金) 9時00分 第350会計隊 契約班

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

別紙のとおり

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名： 小型無人機設置用通信配線等整備
- (2) 規格： 仕様書のとおり
- (3) 数量： 1 S T
- (4) 納地： 陸上自衛隊海田市駐屯地
- (5) 納期： 令和8年1月30日

2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

次の各項目のすべての条件を満たす者

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和7・8・9年度、競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」D等級以上の資格を有し、かつ、競争参加地域が「中国」を含む者。
- (4) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者については、競争参加を認めない。
- (5) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者とは契約を行わない。
- (6) 入札及び契約心得に定める「暴力団排除に関する誓約事項」に基づく誓約を行わない者の競争参加を認めない。
- (7) 契約担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。（協力者を含む。）
- (8) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中のものでないこと。
- (9) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のあるものであって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (10) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。

3 契約条項等を示す場所

入札資料等は、下記に示す期間、陸上自衛隊海田市駐屯地第350会計隊 契約班窓口において配布します。
令和7年10月17日（金）～令和7年10月30日（木）（土曜日祝日を除く09時00分～16時00分）

4 適用する契約条項

駐屯地用標準契約の下記の条項を適用する。

- (1) 基本契約条項
役務請負契約条項
- (2) 特約条項
ア 談合等の不正防止に関する特約条項
イ 暴力団排除に関する特約条項

5 入札説明会及び競争入札執行の場所及び日時

- (1) 入札説明会 : 実施しない。
- (2) 入札
ア 場所 : **陸上自衛隊海田市駐屯地 入札室（1号庁舎1階）**
イ 日時 : **令和7年10月31日（金）9時00分から**

6 保証金等に関する事項

- (1) 入札保証金 : 免除
- (2) 契約保証金 : 免除
- (3) 違約金 : 落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、**落札価格の100分の5**に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合は、**契約金額の100分の10**以上の金額を違約金として徴収します。

7 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税、地方消費税の課税事業者、免税事業者であることに拘わらず入札書には、見積もった金額の**110分の100**を記載してください。

8 入札の無効

- (1) 第2項で示した競争に参加する者に必要な資格を有しない者のした入札
- (2) 入札者が実施した「暴力団排除に関する誓約事項」に基づく誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合、当該入札者が提出した入札
- (3) 入札に関する条項に違反した入札
- (4) 民法の規定により無効とされる入札
- (5) 入札書に記名押印がない入札、また入札者の氏名及び押印された印影が判別し難い入札
- (6) 入札書に記載した金額が訂正された入札及び入札書のコピーが不鮮明な入札
- (7) 他の入札者の代理人を兼ねた者の入札
- (8) 二人以上の入札者の代理をした者の入札
- (9) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (10) 電報・FAX・電話その他の方法による入札

9 契約書の作成

契約金額が100万円以上の場合、請書の提出をお願いします。

契約金額が250万円以上の場合、官側の示す契約条項により契約書を作成します。

契約書記載事項の細部については、落札決定後落札者に説明します。

10 落札の決定方式

総品目総額

予定価格の範囲内で最低の価格をもって応札をした者を落札者とします。

なお、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定します。

11 その他

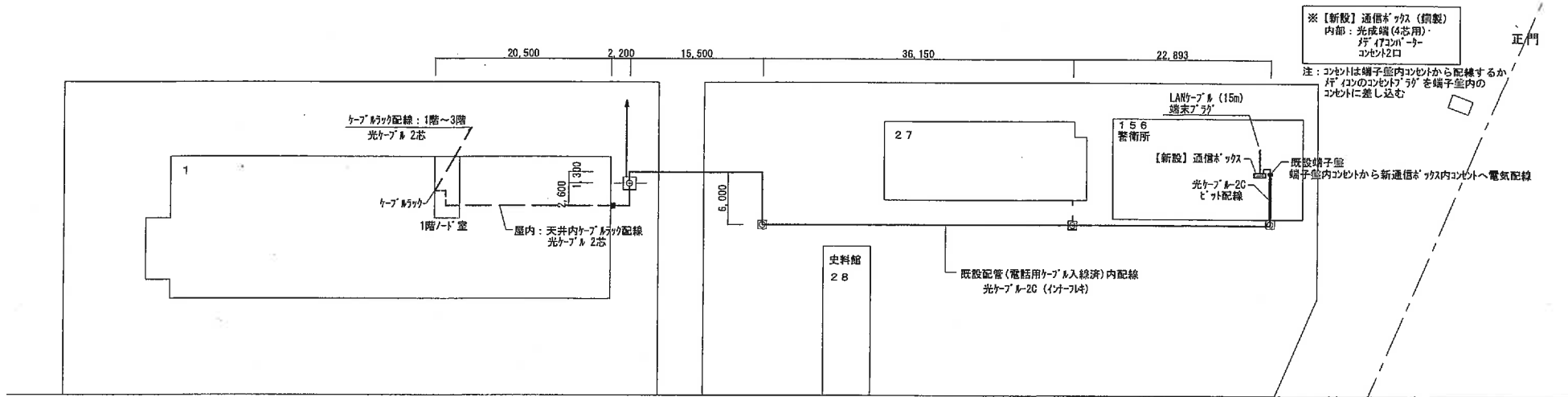
- (1) 郵便による入札については、令和7年10月30日（木）17時00分必着分までを有効とします。
なお、事前に郵便入札の申し出を第350会計隊契約班まで行うとともに便着の確認を必ずお願いします。また、入札金額が同額による場合は当該入札に関係の無い職員により抽選を実施し、再度の入札となった場合は別途連絡します。
- (2) 入札に参加する者は、令和7年10月29日（水）までに「資格決定通知書（写）」を提出してください。（FAX可）
- (3) 応札する品目の規格については、品目等内訳書の規格欄に定めるもの、または同等以上のもの（他社製品含む）とします。
- (4) 同等品で入札を行おうとする場合は、令和7年10月29日（水）12時までに「同等品承認申請書」を会計隊に提出してください。
- (5) 代表者以外での入札については、入札までに委任状を提出してください。
- (6) 市場価格調査表は、令和7年10月29日（水）12時までに提出していただきますようご協力をお願いします。
- (7) 入札及び契約に関する詳細は、陸上自衛隊海田市駐屯地 第350会計隊 契約班窓口にて閲覧してください。
- (8) 入札及び契約事項に関する問い合わせ先
〒736-8502 広島県安芸郡海田町寿町2-1
陸上自衛隊海田市駐屯地 第350会計隊 契約班 担当：桐山（きりやま）
TEL082-822-3101（内線：2342）
FAX082-823-4226（直通）

本公告は、陸上自衛隊海田市駐屯地第350会計隊掲示板及び
陸上自衛隊中部方面会計隊ホームページ <https://www.mod.go.jp/gsd/mae/mafin/>に掲示しています。

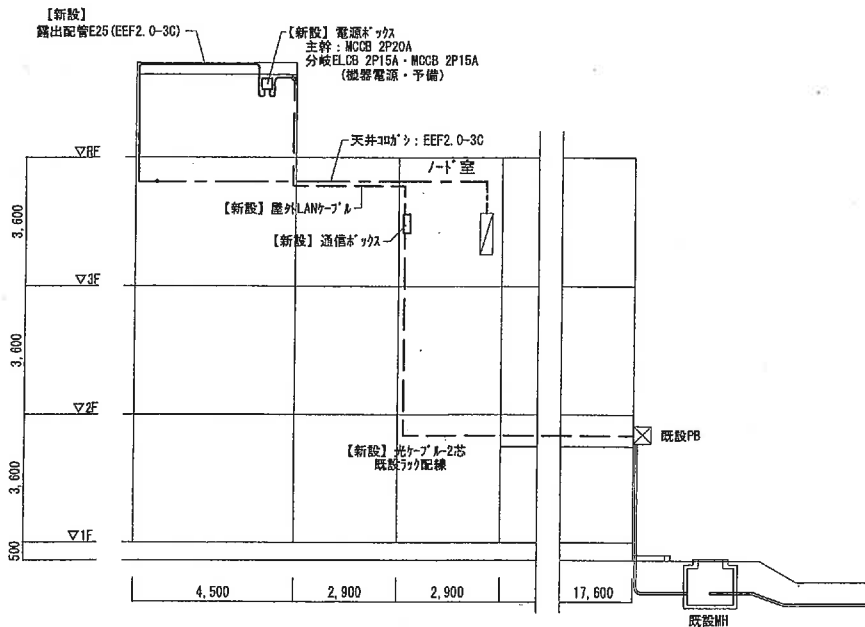
陸上自衛隊仕様書

物品番号		仕様書番号	1 / 4
役 務 名 称	小型無人機設置用通信配線等 整備	承認年月日	令和 年 月 日
		作成年月日	令和 7年10月 1日
		変更年月日	令和 年 月 日
		作成部隊等	海田市駐屯地業務隊
<p>1 場 所 広島県安芸郡海田町寿町2番1号（陸上自衛隊海田市駐屯地）</p> <p>2 期 間 契約締結日から令和8年1月30日</p> <p>3 概 要 （細部図面参照）</p> <p>(1) 光ケーブル配線（屋外埋設管内配線・屋内配線） 1式</p> <p>(2) LANケーブル配線（メディアコン〜対象機器 2か所） 1式</p> <p>(3) 通信ボックス（鋼製）【光成端4芯用・メディアコンバータ】 2面</p> <p>(4) 対象システム専用電源盤（鋼製）【主幹 MCCB2P20A】 1面</p> <p>(5) 電気配線・対象機材電源接続 1式</p> <p>4 一般事項</p> <p>(1) 適用基準等</p> <p style="padding-left: 20px;">本役務は、本仕様書によるほか、使用メーカー及び公共工事標準仕様書に定めるところに従い誠実に行うものとする。</p> <p style="padding-left: 20px;">また、これに定めのない事項については、係官との協議による。</p> <p>(2) 安全確保</p> <p style="padding-left: 20px;">本役務により施設等に損傷を与えないよう十分注意して作業を実施するものとし、万が一破損させた場合は、速やかに係官に報告するとともに、請負者の責任において速やかに原形に復旧すること。</p> <p>(3) 作業写真</p> <p style="padding-left: 20px;">撮影要領は、「工事写真の撮り方 改訂第3版建築設備編」を参考とすること。</p> <p>(4) 発生材の処理</p> <p style="padding-left: 20px;">請負者は、役務により生じた金属類については、指定の場所に整理のうえ、発生材報告書及び発生材置場の状況写真を添えて係官に提出する。</p> <p>(5) 産業廃棄物の処理等</p> <p style="padding-left: 20px;">本役務により発生する産業廃棄物の処分は、「産廃物の処理及び清掃に関する法律」に基づいて適切に処分する。</p> <p>(6) 主要材料</p> <p style="padding-left: 20px;">本役務に使用する資材は本仕様書に適合するものとし、すべて新品とする。</p>			

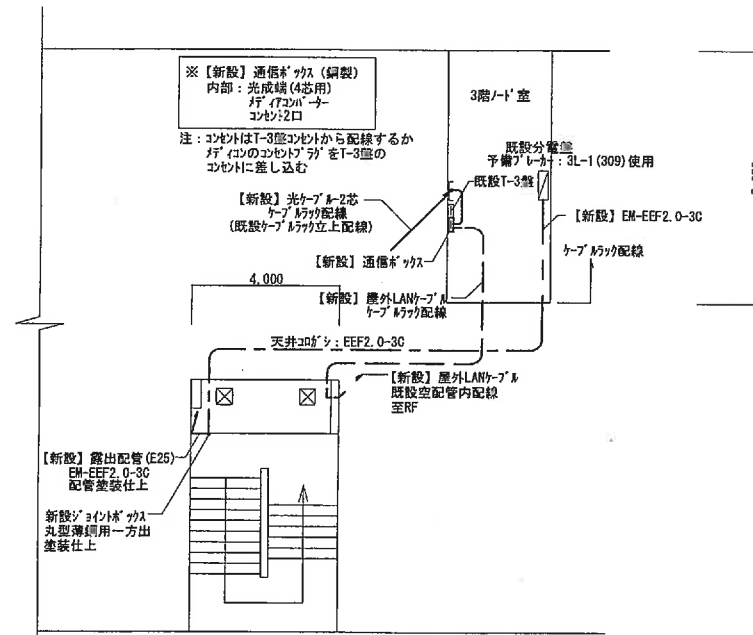
役務件名	小型無人機設置用通信配線等整備	仕様書番号	2 / 4
<p>(6) 電気・水の使用 役務に必要な電気等は請負者が発電機等を用意すること。 ただし、試運転については官側施設を使用する。</p> <p>(7) 作業時間 平日8時半から17時を基準とする。 残業が必要な場合は、当日15時までに係官に調整を行う。</p> <p>5 特記事項</p> <p>(1) 光ケーブル・LANケーブルは導通試験、電気設備は絶縁抵抗試験を行い、結果について報告書にまとめ官側に提出する。</p> <p>(2) 設置完了完了後、試運転を行い正常に対象機器が動作することを確認すること。</p> <p>6 検査 本役務完了後、検査官による検査を実施し合格をもって完了とする。</p>			



【新設】光配線図 (屋外・屋内) S=1:500

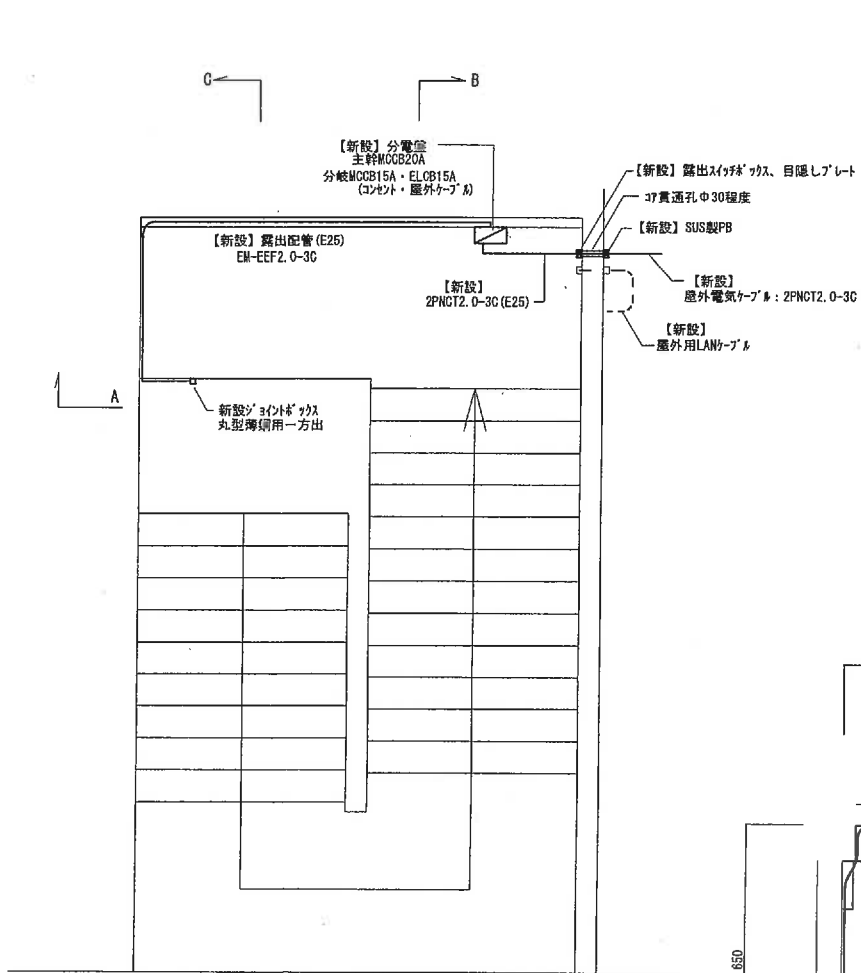


1号隊舎通信・電気配線新設立面図 S=1:150

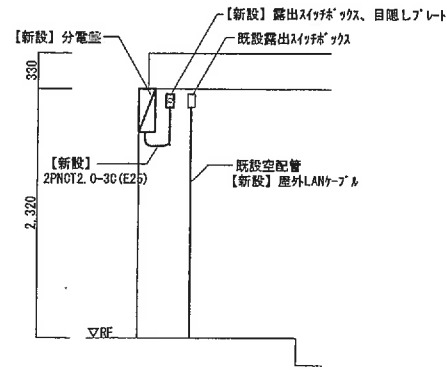


1号隊舎3階通信・電気配線新設図 S=1:150

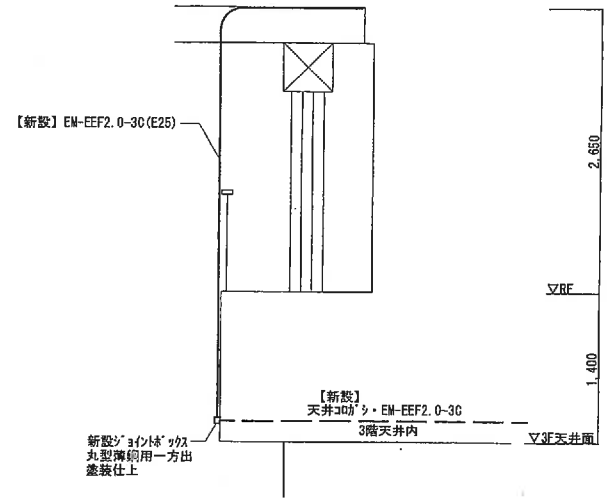
役務件名	小型無人機設置用通信配線等整備	図面名称	光配線図・1号隊舎通信等配線立面図・屋内配線詳細図	縮尺	図面番号
				図示	3/4



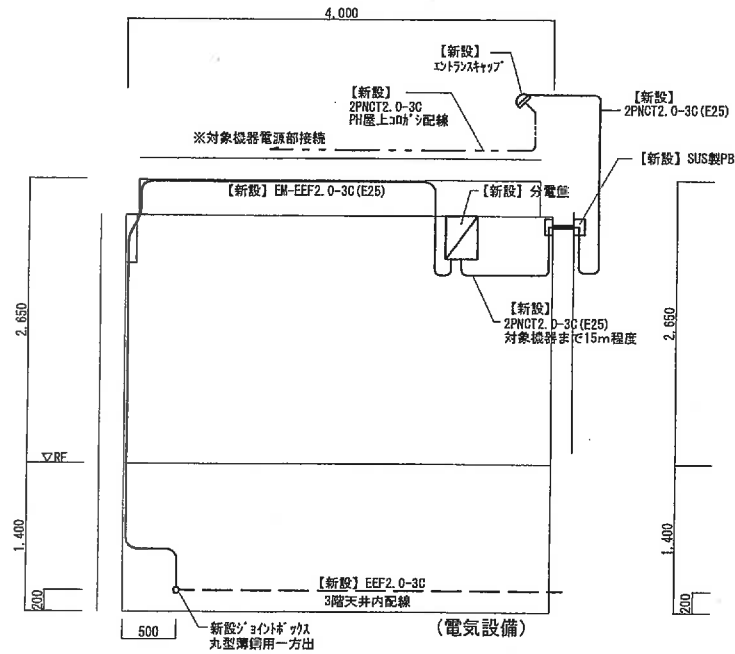
R階電気・通信配線図 S=1:50



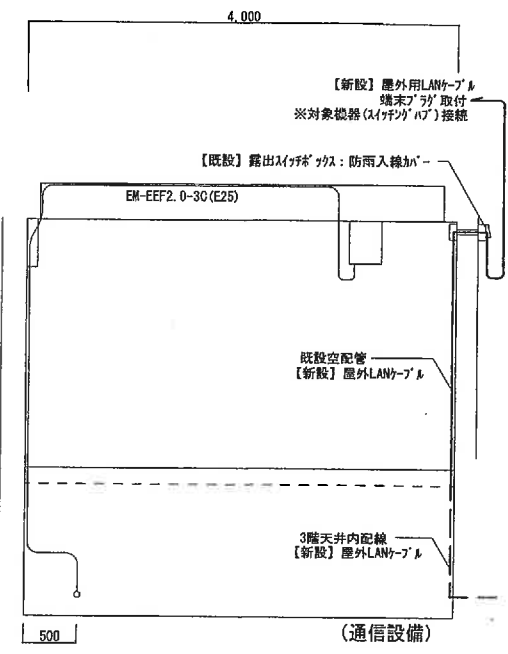
C立面図 S=1:50



B立面図 S=1:50



A立面図 S=1:50



役務件名	小型無人機設置用通信配線等整備	図面名称	R階電気・通信配線図	縮尺	図面番号
				図示	A/A